

奈良県中小企業調停審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第四十三号

奈良県中小企業調停審議会規則を廃止する規則

奈良県中小企業調停審議会規則（昭和五十七年三月奈良県規則第五十五号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。